環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則
の一部改正について

令和８年６月

財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省

１．改正の趣旨

第 221 回国会において成立した環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、環境省の地方支分部局である「地方環境事務所」の名称を「地方環境局」に改める必要があることから、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成十五年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号。以下「規則」という。）を改正する。

２．改正内容

規則第 44 条中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

３．意見公募手続を実施しなかった理由

規則は、他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理（行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号）に該当するため、意見公募手続を実施しなかった。